

国自審第 1509 号
国自整第 263 号
平成 28 年 12 月 14 日

スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、貴社において、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する整備事業者が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成 29 年 1 月 31 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得させるよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。